

諸外国における法教育の現状 アメリカの法教育カリキュラムの分析を通じて

筑波大学 磯山 恭子

1. はじめに

法的な関係を基盤として成立する現代社会，すなわち法化社会において，市民の法に対する主体的な意識と実践的な能力の育成は重要である。このような社会では，法律家のみならず市民にも，法に関する資質を身につけることが求められる。

市民に培われるべき法に関する資質とは，次の二つの観点を中核とするものであると考える。すなわち，まず第一に，法に関する正しい認識である。市民は，法を人びとに対して単に権力に基づく強制を強いる存在としてのみ認識するのではなく，法とは人びとがそれぞれに主張する多様な価値への合意の所産であることを踏まえ，法を動態的な存在として認識する必要がある。さらに第二に，法への主体的な参加である。市民は，実際にこのような法を利用し創造するために，自己の権利を行使しその責任を遂行する必要がある。

その育成のための方法論を具体的に提示する一先行モデルとして，報告者は，市民にとって必要な資質の一つである「法的リテラシー」⁽¹⁾ (legal literacy) の育成を目指すアメリカの法教育 (Law-Related Education) に注目してきた⁽²⁾。1978年にアメリカ合衆国議会において承認された“Law-Related Education Act of 1978”⁽³⁾によれば，法教育とは「法律家ではない者を対象に，法全般，法形成過程，法制度と，それらがもついている原理と価値に関する知識と技能を提供する教育」であると定義される。法教育は，それ以来現在に至るまで，アメリカ合衆国全体として取り組むべき教育的課題の一つとして積極的に位置づけられてきた。

従来の法教育に関する研究では，法教育の理念にもとづき組織化された個々の法教育カリキュラムを包括的に分析するもの⁽⁴⁾，もしくは法教育カリキュラム開発の過程を政策的に精査するもの⁽⁵⁾を中心に展開されてきた。そこには，まず第一にアメリカにおいて開発されてきた多様な法教育カリキュラムの全体像をより具体的に把握すること，第二にそれらのカリキュラムの構成論を構築するために法哲学的な文脈に即して分析することという二つの課題が残されてきたといえる。

本報告では，特に前者の課題に着目し，アメリカの法教育に関する基礎的な文献および代表的なカリキュラムをもとに，市民として必要な法に関する資質を育成することを目指して展開されてきたアメリカの法教育の全体像を提示することを目的とする。

そこで，具体的には，本報告では，以下の三つの課題を設定する。

すなわち，まず第一に，アメリカの法教育の背景を検討する。第二に，法教育の目標，内容，および方法を具体的に提示する。第三に，多様な法教育カリキュラムの中でも，ア

アメリカにおける国家的プロジェクトとして1990年代に開発されている以下の四つの法教育カリキュラムに着目し、それらカリキュラムの特色を整理する⁽⁶⁾。

Center for Civic Education. (1997). Foundations of Democracy. (『民主主義の基礎』)

National Institute for Citizen Education in Law. (1990). Street Law; A Course in Practical Law. (『日常生活における法』)

Phi Alpha Delta Public Service Center. (1995). Respect Me, Respect Yourself. (『自分を尊重しよう，他人を尊重しよう』)

American Bar Association Special Committee on Youth Education for Citizenship. (1995-6). I'm the People; It's about Citizenship and You. (『私は国民』)

2. アメリカにおける法教育の背景

アメリカでは、1960年代後半から1970年代後半にかけて、学校において広義の法の教育に取り組むことが重要であるとの認識が高まることとなった。この認識を受けて成立したアメリカの法教育は、以下の二点を目的とするものであった。

まず第一に、市民的資質教育の再生という目的である。ウォーターゲート事件を契機として、アメリカでは、1970年代になって、市民の政治に対する不信が顕在化することとなったのは周知の事実である。そのことを受けて、グローバル教育や多文化教育を始めとする市民的資質教育への多様かつ具体的な方法論が、活発に議論されることになった。その中で、法教育は、アメリカ社会の認めている正義という法的な価値を市民が再認識し、そのような正義に関連する法的な問題を解決するための技能を市民が獲得することへのアプローチとして提案されることとなった。

第二に、青少年の非行の防止という目的である。1960年代後半以降、アメリカ社会における青少年の犯罪は増加し続け、一層深刻な問題となった。国家における犯罪の総数の減少と、青少年の非行という行動の改善が、法教育には期待された。

このように、当時の社会状況を踏まえて、法教育が具体的に組織化された教育的な背景の一つには、社会科を中心に、「法の学習」(Law Studies)がそれ以前から試行されてきたことが挙げられる。

この「法の学習」の重要性にいち早く着目した Starr, Isidore は、自身の論稿である 'The Law Studies Movement: A Memoir.'⁽⁷⁾ において、法教育前史としての「法の学習」の展開過程には、次の三つの段階があったとする⁽⁸⁾。

第1段階(1932~1962年)：個々の教師が学校における学習活動に法をどのように位置づけるかを模索した段階

第2段階(1963~1970年)：アメリカ合衆国全体の動向として社会科において「権利の章典」をどのように構成するかという法に関する具体的なカリキュラム開発を構想した段階

第3段階(1971~1978年)：1970年以前までに開発された法に関するカリキュラムに

もとづき市民的資質の育成に対する一つのアプローチとして法教育を一般化した段階

このうち、Starr によるブルックリン実業高等学校 (Brooklyn Technical High School) において実践された「法の学習」は、「第 1 段階」にあたる時期の最も早い 1932 年に、明確な意識にもとづく実践であった。

このような実績を踏まえ、法教育の父と呼ばれる Starr の考えた「法の学習」とは、「われわれの社会を理解するための他の方法、法を形作ることへ参加する際に用いる道具を与えるために、法、法形成過程、法制度を教えること」⁽⁹⁾ である。それは、社会科の領域の一部として、「憲法」「刑法」「不法行為」、および「契約」といった広義の法を自覚的に組織化する試みであった。

実際に、「法の学習」をより具体的に構想する際の教育内容を選択するにあたって、Starr は、「連邦最高裁判所判決」(Supreme Court Decisions) に着目した。

人種差別 (1951. 1.)
労使関係法 (1951. 2.)
犯罪を犯した人に関する連邦と州の関係と権利 (1951. 3.)
共産主義と忠誠 (1951. 11.)
表現の自由と競争の自由 (1951. 12.)
州、教師、および破壊活動 (1952. 11.)
教会と州の分離 (1952. 12.)
製鋼会社の強制管理事件 (1953. 1.)
オクラホマ州における忠誠の誓約 (1953. 6.)
フェザーベディングとピケ (1953. 12.)
人種差別 (1954. 1.)
公立学校における分離政策 (1954. 10.)
石油の流出と「商品付きのクイズ番組」 (1954. 11.)
請願運動 (1954. 12.)
差別廃止の命令 (1955. 10.)
連邦における忠誠と安全のプログラム (1956. 2.)
選挙人団 (1956. 10.)
自白の特権 (1957. 4.)
自白の特権 (1957. 5.)
学問の自由 (1957. 12.)
デュポン、セロハン、およびジェネラルモーター (1958. 1.)
デュポン、セロハン、およびジェネラルモーター (1958. 2.)
二重の危険 (1961. 4.)
教員の組織の自由 (1961. 11.)
映画の検閲 (1962. 1.)
教会と州の分離 (1962. 12.)

また、授業として組織する際の教育方法について、次の四点にわたる方法論を提示している。すなわち第一に、連邦最高裁判所判決にもとづき、実際に模擬裁判を行うという方法である。第二に、教師がその事件の事実について説明を行い、それに対して生徒が判決をまとめ、実際の連邦最高裁判所判決との比較を行うという方法である。第三に、連邦

最高裁判所判決にあてはまる現在のアメリカ国民が直面している問題について考察するという方法である。第四に、連邦最高裁判所判決について、様々な利益集団の立場にたったうえで、評価するという方法である。

このような、アメリカ合衆国憲法および権利の章典をその教育内容の中核としながらも、法の制度的な側面だけではなく法の機能的な側面にも焦点を当てた活動的な教育実践の蓄積は、アメリカにおいて法教育を成立させる大きな基盤となった。

3. 法教育の目標、内容、および方法

ここでは、法教育の目標、内容、および方法を具体的に提示することによって、アメリカの法教育の理念について明らかにする。

実際に、初等・中等教育として学校において法教育を組織化する際、その中核となる目標は、市民一人ひとりにとって必要な「法的リテラシー」(legal literacy)の育成にあるとされる。そのことは、先に述べた法教育の定義の策定にあたって、アメリカ法律家協会による青少年のための市民的資質教育に関する特別委員会(American Bar Association Special Committee on Youth Education for Citizenship)が提示した法教育に関する意見書にも、「公私の双方において、個人が市民として効果的にその役目を果たすために、『法的リテラシー』は必要不可欠である。」⁽¹⁰⁾と述べられている通りである。

「法的リテラシー」とは、社会の変化とともにその内実が変容することを前提とした上で、基本的に三つの目標を達成することによって育成される能力であると考えられている。すなわち、まず第一に、道徳的な判断と倫理的な分析の技能を獲得することである。第二に、法形成過程を評価する態度を形成することである。そして第三に、法に関する知識を身につけることである。

このような目標観のもとで、法教育は、以下に代表される内容を取り扱われる⁽¹¹⁾。

市民が基づいている基本的な法的な原理や様々な価値 権利の章典とその他の憲法 (過去と現在の両方における)民主的な社会における法の役割と限界 紛争と紛争処理 紛争を避けるときの法の役割 きまりの作成と運営 刑事裁判制度と民事裁判制度の運営とそれらの長所と短所 グループやコミュニティの行動を規定し、形成する「非公式な法」と言われる制度と慣例 権威、自由、強制、処罰に関する論争問題 社会的な論争問題や政治的な論争問題を解明し、処理するための手段としての法 市民の日常生活に影響を与える法の領域(例:刑法、消費者法、労働法、手続法、環境法、家族法など 国際関係学、人類学、経済学のような他の分野における法

これら ~ に示される通り、法教育の内容とされる法が、単に「制定法」「国家法」といった狭義の法にとどまるものではないことは明らかであろう。むしろ、「民主主義の理念」「紛争処理」「法形成過程」「慣例法」「論争問題」「市民法」「法学以外の領域

における法」と多岐にわたる広義の法が、法教育の内容として想定されていると判断することができるのである。そして、これらの内容を教育する方法は、「探究学習、体験学習をはじめ、様々な教育方法」であるとされる。

4. 法教育カリキュラムの構成とその特色

先に述べた ~ の法教育カリキュラムは、American Bar Association の刊行する小冊子 “Youth for Justice; Making a Difference” によれば、1990 年代になってアメリカ合衆国司法省（U. S. Department of Justice）に属する青少年司法と非行防止局（Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention）の資金的な援助にもとづき、四つの国家的な法教育に関する機関によって開発された。それらの機関の役割は、「アメリカにおいて青少年の活力を培い、青少年の非行の問題と取り組むために、法に関する積極的な学習活動を率先して展開する」ことにある。青少年にとって将来身につけるべき市民的資質の育成という理念に基づく教育としての意図と、青少年の非行の防止への方略という現実に基づく司法政策としての意図の双方を担うことを目的とする法教育の性格を、ここからも伺い知ることができるだろう。

以下では、このような理念と現実の狭間でそのバランスを配慮しつつ、それぞれの機関が独自の目標を設定した上で開発した法教育カリキュラムの特色を概観する。

① “Foundations of Democracy”

法教育カリキュラム “Foundations of Democracy” は、1990 年代に、Center for Civic Education（以下 CCE とする）によって開発された法教育カリキュラムである。本カリキュラムの原型は、CCE の前身にあたる UCLA において結成された Committee on Civic Education によって、1968 年に開発された法教育カリキュラム “Law in a Free Society” にあたり、法教育が成立する際その理念形成とその実践に大きく寄与したとされる。

まず、本カリキュラムの教育目標を提示すると、資料の表（拙稿 p. 135.）のようになる。

本カリキュラムでは、「立憲民主主義の制度とそれらがもたづいている基本的な原理と価値」の知識理解や「民主的な価値を利用する」態度形成といった目標観が述べられている。したがって、本カリキュラムが最も重視する価値とは、「アメリカ合衆国憲法」および「権利の章典」を貫く、自由、平等、正義といった法的な価値であると考えられる。

この目標観を受けて構成された本カリキュラムは、資料の表（拙稿 p. 134.）の通り、K～12 学年段階を対象に、それぞれの学年段階に応じて、「権威」「プライバシー」「責任」「正義」という四つの法的な概念をスコープとしている。それぞれの概念は、順に、「社会の法を創造すること」「個人の内面の自由」「個人の内面の秩序」「社会の法を適用すること」の認識を促すことを意図するものとする。

このように、本カリキュラムが、これら特定の法的な概念にもとづき、学年段階を一貫して体系的に構成される点は他には類を見ない。

② “Street Law”

法教育カリキュラム“Street Law”は、1972年にコロンビア特別区の公立高等学校において試験的なカリキュラムとして組織化されて以来、National Institute for Citizen Education in Law⁽¹²⁾によって六度の改訂を重ね現在に至っている。したがって、その対象なる学年段階は、特に高等学校段階を中心とする。

本カリキュラムの教育目標は、資料の表（拙稿 p. 135.）の通りである。

本カリキュラムの目標観として、特に次の二点について注目したい。

まず第一に、知識理解の側面での「生徒の日常生活において実用的な法、現代における法的な論争問題、社会における法の意味」を理解することを重視している点である。第二に、態度形成の側面での「法への参加、紛争処理への関与」を明確に提示するとともに、「正義、寛容、公正」といった法的な判断を行う際の中核となる価値意識の育成を重視している点である。

このことから、本カリキュラムは、他の法教育カリキュラムと同様にアメリカ合衆国憲法と権利の章典の内容をもちろん含んではいるものの、むしろいわゆる法的なものの方・考え方にもとづき、法と関連する現代的な課題を判断し解決する内容を重視するものであると判断できる。したがって、この目標観を受けて構成される本カリキュラムは、その内容として広い領域の法を扱うことになる。

そして、実際、資料の表（拙稿 p. 135.）のように、本カリキュラムは、「法と法制度に関する概論」「刑法と少年司法」「不法行為」「消費者法」「家族法」「住宅法」「個人の権利と自由」という多岐にわたる広い範囲での実定法を扱った七つの題材によって構成されている。

③ “Respect Me, Respect Yourself”

Phi Alpha Delta Public Service Center によって開発された法教育カリキュラム“Respect Me, Respect Yourself”は、1990年代になって注目されることとなった調停（Mediation）を取り入れた法教育カリキュラムである（拙稿）。このように教育内容であると同時に教育方法として位置づけられる教材を法教育カリキュラムに取り入れるものには、他に、模擬裁判（Mock Trials）、政策決定（Policy Making）などが挙げられよう。

本カリキュラムの教育目標は、資料の表（拙稿 p. 136.）のように提示されている。

本カリキュラムの目標観は、何よりも「暴力によらない紛争処理」に価値を認めている点に特色がある。

この目標観をうけて、資料の表（拙稿 p. 137.）に示した通り、アメリカ合衆国憲法と権利の章典を教材として、調停による紛争処理に関する知識理解と技能習得を目指して、実際の調停のプロセスにもとづきその内容が構成されている。

④ “I'm the People”

American Bar Association Youth Education for Citizenship によって開発された“I'm the People”は、1990年代になって法教育としての共通の基盤を再確認することが要請され、～ のカリキュラム構成の原理を統合し再構成した新たな法教育カリキュラムである。

本カリキュラムを構成するにあたって提示された指針⁽¹³⁾によると、主として三つの教育目標を提示していると判断できる。

すなわち、まず第一の教育目標とは「我々の立憲民主主義にとって、我々の社会の構造と機能にとって、基礎となると思われる本質的な概念（法、権力、正義、自由、平等など）」の理解を深めることである。第二の教育目標とは「法のもとでの権利と責任を追究し、紛争に立ち向かいそれを処理し、公共政策を議論し分析する」態度を培うことである。そして、第三に「法に基づく社会において、批判的な思考を行う能力、情報を収集し、解釈し、適切に行動する能力、効果的に参加する能力などの、生涯にわたって全ての市民が必要とする技能」を身につけることである。

このうちの第二の教育目標を特に反映し、資料の表（拙稿 p.137.）に示した通り、本カリキュラムは、「法の制定」「紛争の解決」「コミュニティへの参加」「公共政策の創造」という法形成過程に着目し、カリキュラムを具体的に提示している。本カリキュラムは、1990年代の法システム観に基づくカリキュラム構成を目指していると考えられる。

5. むすびにかえて

本報告では、アメリカの法教育の全体像について論じてきたが、次の二つの点が明らかになった。

まず第一に、アメリカの法教育では、市民の法に対する主体的な意識と実践的な能力の育成の方法論として、実に多様なカリキュラムを開発していることである。そして、第二に、それら法教育カリキュラムにおいて、多様な方略のもとで、市民による法への主体的な参加が積極的に位置づけられていることである。

「現代法システムの内発的刷新が適切に行われ続けるためには、法システムが、個人の基本的な自由・権利の抑圧や理不尽な差別・不平等の是正を求める異議申し立てに一層応答的になり、公正な手続のもとでの理性的な議論を踏まえて、システム内在的にそれらを強制しうる実効的な仕組みを整備し拡充すること」⁽¹⁴⁾が、現代の法化社会では課題とされる。近代法から現代法へという法の質的変容は、制度と非制度の狭間に位置づけられる新たな法を生み出す結果となった。その狭間が生じたことによって、市民としての法への参加が求められることになった。アメリカにおける法教育カリキュラムの開発の試みは、このような社会的な課題への取り組みとして評価できると考えうる。

<本発表の資料>

(1) 発表用レジュメ

- ・拙稿「アメリカにおける法教育の到達点から学ぶ」法教育ネットワーク編『法教育の可能性 学校教育における理論と実践』現代人文社、2001年、pp.164-176.

(2) 論文抜刷

- ・拙稿「アメリカの法教育におけるカリキュラム構成に関する研究 法の社会的機能の類型を手がかりとして」筑波大学大学院博士課程教育学研究科『教育学研究集録』第24集、2000年、pp.133-144.（拙稿）

- ・拙稿「『法教育』における紛争処理技能の育成 “ Respect Me, Respect Yourself ” の分析を通じて 」日本公民教育学会『公民教育研究』Vol. 5, 1997年, pp. 65-97. (拙稿)
- ・「ナショナル・スタンダードとしての法教育カリキュラムの構成 “ I'm the People ” の分析を通じて 」市川博研究代表『小・中・高等学校の一貫による社会科関連科目の連携に基づくフレームワークの研究』平成9～10年度科学研究費補助金基盤研究(C)(1)研究成果報告書, 1999年3月, pp. 95-104. (拙稿)

[注]

(1) Study Group on Law-Related Education. (1978). Final Report of the U. S. Office of Education. U. S. Government Printing Office. (ED175 737). には, アメリカ法律家協会による青少年のための市民的資質教育に関する特別委員会 (American Bar Association Special Committee on Youth Education for Citizenship) の協力によって提示された法教育に関する意見書が付記されている。そこには, 実際に法教育をカリキュラムとして組織化する際の目標観が「法的リテラシー」の育成にあることが明記されている。

(2) 例えば次のような研究が挙げられる。

- ・拙稿「『法教育』における紛争処理技能の育成 “ Respect Me, Respect Yourself ” の分析を通じて 」日本公民教育学会『公民教育研究』Vol. 5, 1997年, pp. 65-79.
- ・拙稿「『法教育』カリキュラムにおける責任に関する学習の検討 “ Foundations of Democracy ” を事例として 」江口勇治研究代表『教科・科目間関連を生かした法教育カリキュラムの研究』平成8～9年度科学研究費補助金基盤研究(C)(2)研究成果報告書, 1998年, pp. 85-97.

(3) “ Law-Related Education Act of 1978 ” (P. L. 95-561)

(4) 例えば次のような研究が挙げられる。

- ・江口勇治「社会科における『法教育』の重要性 アメリカ社会科における『法教育』の検討を通して 」日本社会科教育学会『社会科教育研究』No. 68, 1993年, pp. 1-17.
- ・江口勇治「社会科における法教育」の課題(1) 『正義』の導入単元の分析とその応用について 」筑波大学教育学系『教育学系論集』No. 20-1, 1995年, pp. 23-36.
- ・木村哲也「Law in a Free Society カリキュラムに関する研究 『法的資質』の育成を中心として 」(平成7年度筑波大学大学院修士課程教育研究科修士論文)
- ・江口勇治「社会科50年とこれからの教育改革 『法教育』の意義とそのカリキュラムについて 日本社会科教育学会『社会科教育研究』No. 79, 1998年, pp. 32-39.
- ・橋本康弘「市民的資質を育成するための法カリキュラム 『自由社会における法』プロジェクトの場合 」全国社会科教育学会『社会科研究』No. 48, 1998年, pp. 81-90.

(5) 例えば, O'Brien, Joe. (1998). An Analysis of the Relationship between the Federal Government and National Law-Related Education Projects - 1962-1987.

- Ph. D., The University of Kansas.などがある。
- (6) なお，アメリカにおける国家的プロジェクトとして開発された法教育カリキュラムには，Constitutional Rights Foundation による “ Active Citizenship Today ” も存在する。今回は、把握することができなかつたため，今後の課題としたい。
 - (7) Starr, Isidore. (1977). The Law Studies Movement: A Memoir. Peabody Journal of Education. 55-1. p. 6.
 - (8) O'Brien, Joe. (1998). An Analysis of the Relationship Between the Federal Government and National Law-Related Education.を参考にした。
 - (9) Starr, Isidore. (1977). Reflection on the Law Studies Movement in Our Schools. C. J. White & N. Gross (Eds.). The Bulwark of Freedom: Public Understanding of the Law. American Bar Association. p. 38.
 - (10) Study Group on Law-Related Education on Law-Related Education. (1978). Final Report of the U. S. Office of Education. U. S. Government Printing Office. (ED175 737). pp. 37-38.
 - (11) Study Group on Law-Related Education on Law-Related Education. op. cit. (1978). p. 2.
 - (12) なお、National Institute for Citizen Education in Law は，現在 Street Law Inc.と名称を変えている。
 - (13) American Bar Association Division for Public Education. (1995). Essentials of Law-Related Education; A Guide for Practitioners & Policymakers. ナショナル・スタンダードの開発を契機として，独自に法教育にとってのナショナル・スタンダードを提示したこの指針には，カリキュラム策定のための方略が詳細に示されている。
 - (14) 田中成明「転換期の法思想と法学」『岩波講座現代の法 15 現代法学の思想と方法』岩波書店，1997年，p. 30.